

規制シート(様式)

170199600770001

平成30年1月30日

規制の名称	海洋生物資源の採捕数量等の管理	所管府省	農林水産省
根拠法令等	海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成8年法律第77号)	担当局課等及び 作成責任者の 役職・氏名	水産庁資源管理部管理課長 中 裕伸
規制目的	我が国の排他的経済水域等における海洋生物資源の保存及び管理を行うための計画制度並びに漁獲量及び漁獲努力量の管理のための措置を講ずることにより、漁業の発展と水産物の供給の安定に資すること。		
規制内容の概要	<p>第一種特定海洋生物資源(漁獲可能量による管理対象)又は第二種特定海洋生物資源(漁獲努力可能量による管理対象)について、採捕数量又は漁獲努力量が、漁業種類等に農林水産省又は都道府県が定めた漁獲可能量又は漁獲努力可能量を超えないため必要があると認めるときは、採捕を行う者に対して必要な助言、指導又は勧告を行うことができる(法第9条)。また、採捕数量又は漁獲努力量が、漁業種類等に農林水産省又は都道府県が定めた漁獲可能量又は漁獲努力可能量を超えており、又は超えるおそれが著しく大きいと認めるときは、漁獲可能量又は漁獲努力可能量の対象である海洋生物資源を獲ることを目的とする採捕の停止を命ずることができる(法第10条)。</p> <p>排他的経済水域において第一種特定海洋生物資源を採捕した場合には採捕数量等を、努力量による管理に係る漁ろう作業を行った場合には漁獲努力量等を、農林水産大臣又は都道府県知事に報告しなければならない(法第17条)。</p>	関連する予算	第一種特定海洋生物資源の採捕数量の把握に要する経費(平成31年度予算136,650千円)
規制の最近の 改廃経緯	平成30年12月:漁業法等の一部を改正する等の法律により廃止(平成32年12月13日までに施行) 改正後漁業法第2章等において、数量管理に関する措置を規定。	関連する 政策評価結果	
規制を維持、改革 又は新設する理由	我が国の漁業生産量が長期的な減少傾向にある中、将来にわたって資源を増大させ持続的に利用するためには、漁船の隻数等を管理するインプットコントロールを中心とする管理から転換し、資源評価を充実させ、漁獲量の管理を中心とするアウトプットコントロール中心の管理に軸足を移していくことにより資源管理の実効性を高めていく必要があるため。	規制の維持、改革 又は新設の別	改革 (関連規定を漁業法に位置付ける)
(規制を改革する場合 の改革の方向性)	新たな資源管理システムとして、最新の科学的知見を踏まえて資源評価を行い、資源評価を行った水産資源ごとに現在の環境下において持続的に採捕可能な最大の生産量が得られる資源水準を目標として設定し、当該目標を達成するため必要な漁獲可能量を設定し、漁獲量による管理を行うことを基本とする。		
見直し条項	漁業法等の一部を改正する等の法律附則第33条第2項		
次の見直し時期	2028年度		